

## 第6節 災害情報の収集・伝達計画

(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)

県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

### 第1 気象情報の伝達

#### 1 情報の種類

##### (1) 気象予警報等

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。

- ① 大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）

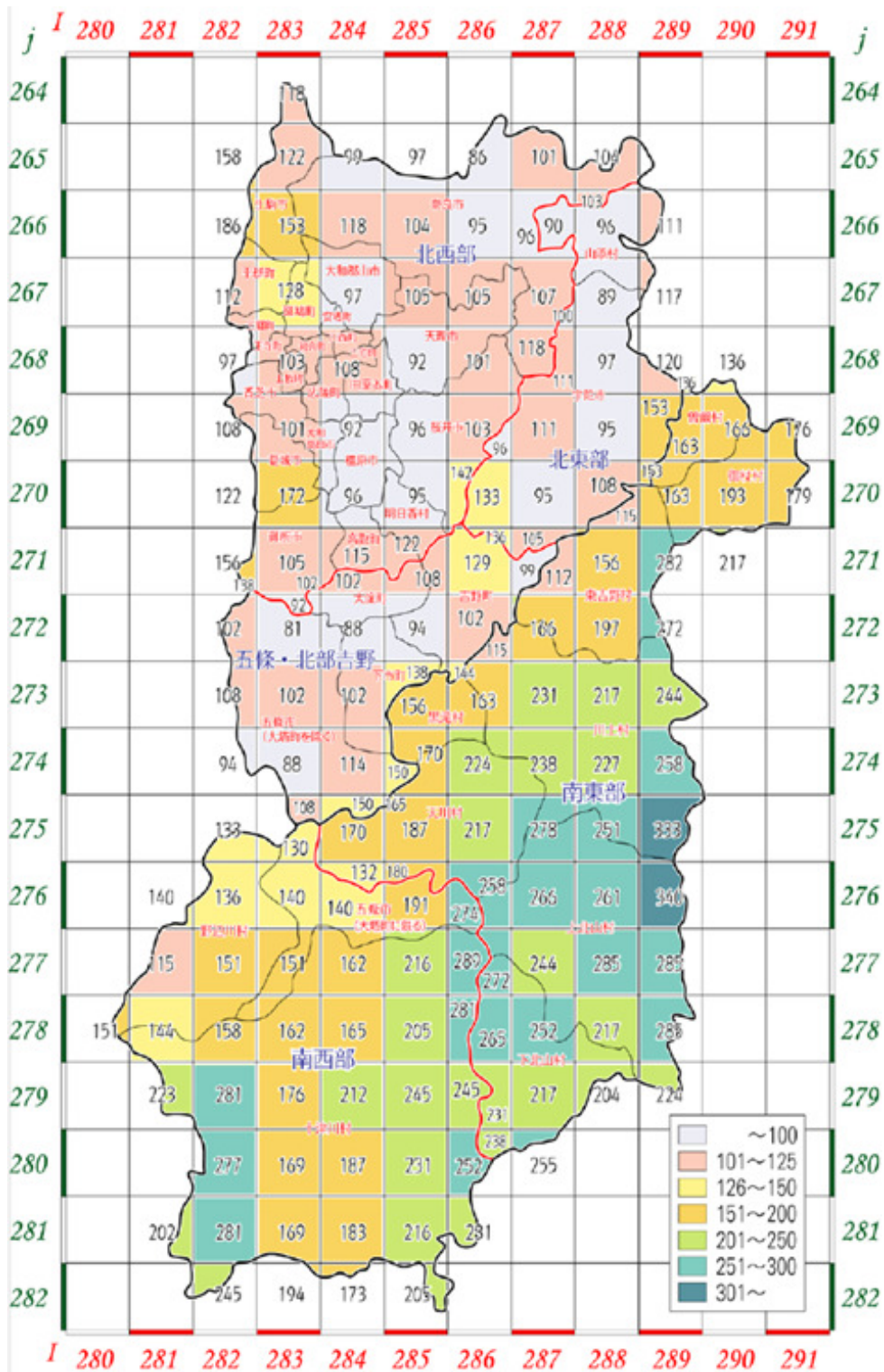
令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	9	86
	大和高田市	8	92
	大和郡山市	8	97
	天理市	10	92
	橿原市	10	92
	桜井市	7	95
	御所市	10	92
	生駒市	10	99
	香芝市	9	97
	葛城市	8	101
	平群町	7	112
	三郷町	8	97
	斑鳩町	7	103
	安堵町	8	97
	川西町	10	108
	三宅町	10	108
	田原本町	10	92
	高取町	8	96
	明日香村	8	95
	上牧町	10	103
王寺町	8	97	
広陵町	8	92	
河合町	7	103	
北東部	宇陀市	8	89
	山添村	6	89
五條・北部吉野	五條市北部	8	81
	吉野町	6	94
	大淀町	9	81
	下市町	9	88
南東部	曾爾村	11	136
	御杖村	13	163
	黒滝村	13	156
	天川村	13	132
	下北山村	13	204
	上北山村	13	204
	川上村	13	115
	粟吉野村	13	112
南西部	五條市南部	13	130
	野迫川村	13	115
	十津川村	13	144

数値の  
時点修正

大雨注意報基準（土砂災害）  
[ 5 km 格子毎の土壤雨量指数 ]

数値の  
時点修正



(注) 土壤雨量指数は、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に溜まっている状態を示す指数であり、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）・注意報の発表基準に使用している。

② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
北西部	奈良市	富雄川流域=8.8、佐保川流域=5.8、菩提仙川流域=6.1、地蔵院川流域=3.9、秋篠川流域=6.4、岩井川流域=7.1、能登川流域=4.4、菩提川流域=3.6	富雄川流域=(5.8, 2)、佐保川流域=(5.5, 6)、菩提仙川流域=(5.6, 1)、秋篠川流域=(5.5, 6)、菩提川流域=(5.2, 8)	—	
	大和高田市	葛下川流域=2.8、曾我川流域=14.5、高田川流域=5.5、太田川流域=3.8、葛城川流域=10.2、土庫川流域=2.8、住吉川流域=2.8	葛下川流域=(5.2, 8)、葛城川流域=(5.10, 2)、土庫川流域=(6.2, 2)、住吉川流域=(5.2, 8)	—	
	大和郡山市	富雄川流域=12、佐保川流域=17.3、高瀬川流域=5.5、地蔵院川流域=4、秋篠川流域=11.2	富雄川流域=(5.12, 2)、高瀬川流域=(5.5, 2)、秋篠川流域=(5.9, 3)	大和川上流[板東]	
	天理市	布目川流域=4.5、大和川流域=17.7、寺川流域=14、布留川北流流域=3.2、布留川流域=8.1、西門川流域=3.6、真面堂川流域=4、高瀬川流域=4.1、菩提仙川流域=6.2	布目川流域=(5.4, 5)、寺川流域=(7.8, 8)、布留川流域=(5.7, 1)、真面堂川流域=(7.3, 2)、高瀬川流域=(5.3, 7)、菩提仙川流域=(7.5, 2)	—	
	橿原市	曾我川流域=11.9、飛鳥川流域=7.3、寺川流域=10.2、葛城川流域=10.5、高取川流域=5.1、米川流域=5	飛鳥川流域=(6.6, 4)、寺川流域=(5.10, 2)、葛城川流域=(5.10, 5)、高取川流域=(5.4, 8)	—	
	桜井市	大和川流域=10.9、寺川流域=4.9、纏向川流域=3.8、栗原川流域=4.8	大和川流域=(5.9, 3)、寺川流域=(5.4, 9)	—	
	御所市	曾我川流域=3.7、葛城川流域=3.7、安位川流域=4.8、水越川流域=3.2	葛城川流域=(5.3, 7)、水越川流域=(7.2, 6)	—	
	生駒市	竜田川流域=5.1、富雄川流域=6	竜田川流域=(5.5, 1)、富雄川流域=(5.6, 2)	—	
	香芝市	葛下川流域=4、竹田川流域=4.6、熊谷川流域=3.9、原川流域=2	葛下川流域=(7.2, 9)、竹田川流域=(7.3, 7)、熊谷川流域=(5.3, 6)	—	
	葛城市	葛下川流域=2.4、熊谷川流域=3.6、高田川流域=3.3、太田川流域=2.8、葛城川流域=10.2、安位川流域=4.8	葛下川流域=(5.2, 4)、熊谷川流域=(5.3, 6)、太田川流域=(5.2, 2)、葛城川流域=(5.10, 2)	—	
	平群町	竜田川流域=13.3	—	—	
	三郷町	—	—	大和川上流[板東]	
	斑鳩町	竜田川流域=14.4、富雄川流域=16.4	富雄川流域=(5.11, 4)	大和川上流[板東]	
	安堵町	富雄川流域=16.2、岡崎川流域=5.1	富雄川流域=(5.13, 1)	大和川上流[板東]	
	川西町	大和川流域=19.2、曾我川流域=19.9、飛鳥川流域=12、寺川流域=12.3	飛鳥川流域=(7.9, 5)、寺川流域=(7.8, 8)	大和川上流[板東]	
	三宅町	曾我川流域=14.6、飛鳥川流域=11、寺川流域=13	飛鳥川流域=(6.8, 7)、寺川流域=(7.9, 3)	—	
	田原本町	大和川流域=13、曾我川流域=14.6、飛鳥川流域=10.2、寺川流域=13.5、西門川流域=4	大和川流域=(7.10, 4)、飛鳥川流域=(6.9, 2)、寺川流域=(7.8, 9)	—	
	高取町	曾我川流域=11.9、高取川流域=3.8	高取川流域=(5.3, 6)	—	
	明日香村	飛鳥川流域=7.4、高取川流域=4.6	高取川流域=(5.4, 6)	—	
	上牧町	葛下川流域=8.4	—	—	
	王寺町	葛下川流域=9.7	—	大和川上流[板東]	
	広陵町	曾我川流域=14.6、高田川流域=7.4、葛城川流域=10.8、土庫川流域=3.1	土庫川流域=(6.2, 2)	—	
	河合町	葛下川流域=9.6、佐味田川流域=4.2、曾我川流域=19.9、高田川流域=7.9	葛下川流域=(5.9, 2)、佐味田川流域=(5.4, 2)	大和川上流[板東]	
	北東部	宇陀市	宇陀川流域=5.4、室生川流域=12、内牧川流域=8.3、芳野川流域=6.1、四郷川流域=4.6	宇陀川流域=(5.5, 2)、芳野川流域=(5.5, 7)、四郷川流域=(5.4, 4)	名張川[名張]
		山添村	深川流域=4.8、笠間川流域=8	—	名張川[名張]
	五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=40.8、丹生川流域=22.8、宗川流域=13、八幡川流域=4、寿命川流域=3.8、西川流域=3.7、北川流域=3.5、宇智川流域=3.6	吉野川流域=(5.40, 8)、丹生川流域=(6.22, 8)、西川流域=(5.3, 7)、宇智川流域=(6.2, 9)	紀の川[五條]
吉野町		吉野川流域=48.2、志賀川流域=4、高見川流域=25.5	吉野川流域=(5.45, 9)、志賀川流域=(5.3, 7)	—	
大淀町		吉野川流域=41.9	吉野川流域=(5.41, 9)	—	
下市町		吉野川流域=41.2、丹生川流域=13.9、秋野川流域=7	吉野川流域=(5.41, 2)、丹生川流域=(5.13, 9)、秋野川流域=(5.5, 6)	—	
南東部	曾爾村	青蓮寺川流域=13.8	—	—	
	御杖村	名張川流域=5.5、曾野川流域=6	名張川流域=(6.5, 5)	—	
	黒滝村	丹生川流域=8.8	丹生川流域=(10.7, 2)	—	
	天川村	熊野川流域=21.2、洞川流域=10.3	熊野川流域=(10.17, 2)	—	
	下北山村	北山川流域=54.4、池郷川流域=10.9	—	—	
	上北山村	北山川流域=28.9、小椋川流域=12.8	小椋川流域=(10.10, 2)	—	
	川上村	吉野川流域=30.4、本沢川流域=16.4	本沢川流域=(6.16, 4)	—	
	東吉野村	高見川流域=24.2	—	—	
南西部	五條市南部	川原樋川流域=26.4、熊野川流域=32.2	熊野川流域=(6.32, 2)	—	
	野迫川村	川原樋川流域=26.1、池津川流域=10、北股川流域=6.6、中原川流域=9.1	池津川流域=(10.8, 2)、北股川流域=(10.6, 6)	—	
	十津川村	熊野川流域=60.8、北山川流域=63.3、滝川流域=18.5、旭川流域=12.2	熊野川流域=(12.60, 8)、北山川流域=(12.63, 3)	—	

数値の  
時点修正

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(注) 流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

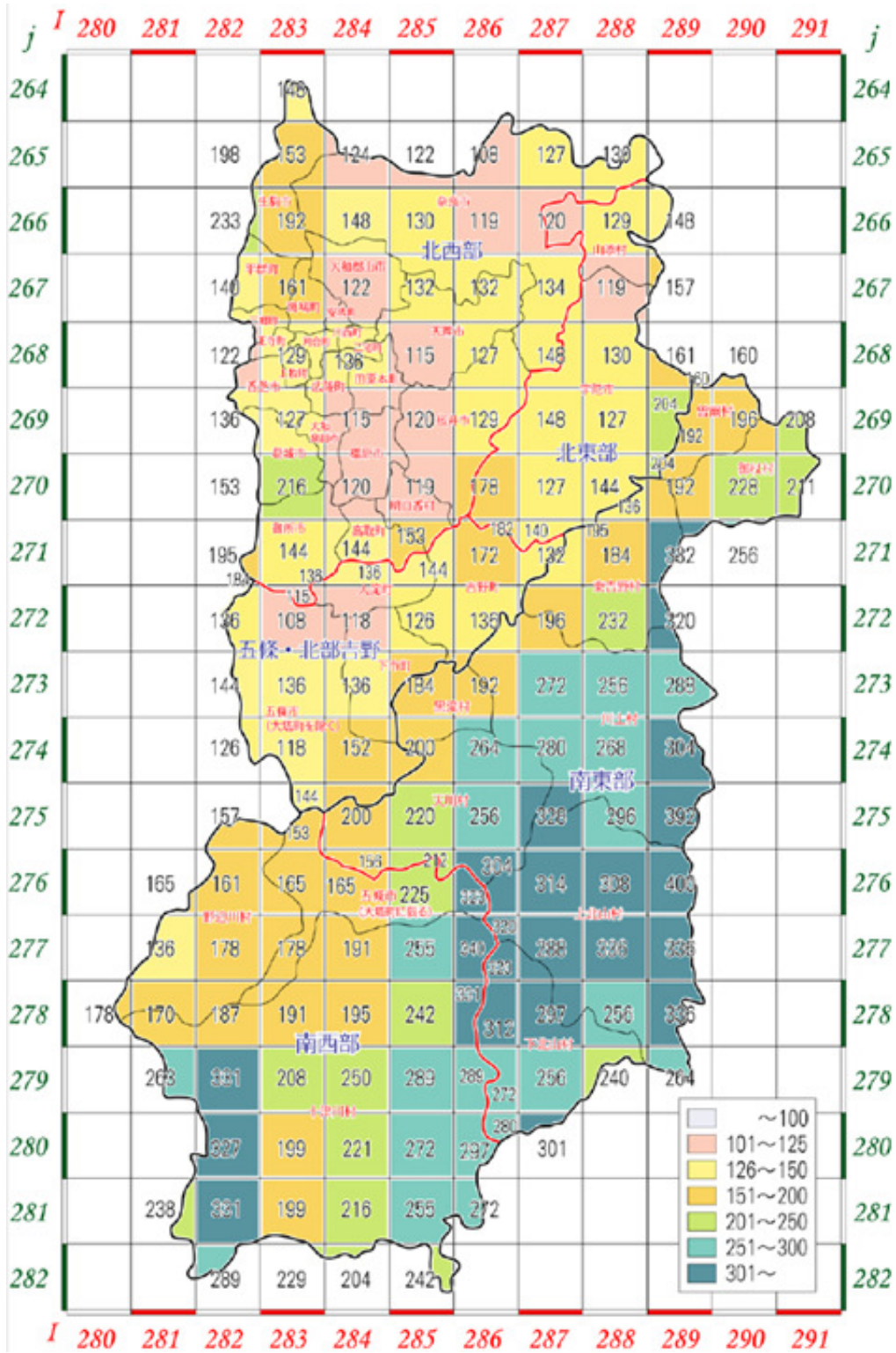
令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	16	108
	大和高田市	13	115
	大和郡山市	17	122
	天理市	16	115
	橿原市	18	115
	桜井市	13	119
	御所市	16	115
	生駒市	17	124
	香芝市	16	122
	葛城市	14	127
	平群町	13	140
	三郷町	17	122
	斑鳩町	15	129
	安堵町	18	122
	川西町	16	136
	三宅町	18	136
	田原本町	17	115
	高取町	16	120
	明日香村	14	119
	上牧町	18	129
王寺町	17	122	
広陵町	16	115	
河合町	17	129	
北東部	宇陀市	14	119
	山添村	13	119
五條・北部吉野	五條市北部	13	108
	吉野町	13	126
	大淀町	15	108
	下市町	14	118
南東部	曾爾村	21	160
	御杖村	22	192
	黒滝村	21	184
	天川村	21	156
	下北山村	21	240
	上北山村	21	240
	川上村	21	136
	東吉野村	21	132
南西部	五條市南部	21	153
	野迫川村	18	136
	十津川村	20	170

数値の  
時点修正

大雨警報基準（土砂災害）  
[ 5 km 格子毎の土壤雨量指数]

数値の  
時点修正



④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
北西部	奈良市	富雄川流域=11.1、佐保川流域=7.3、菩提仙川流域=7.7、地蔵院川流域=5.3、秋篠川流域=8、岩井川流域=8.9、能登川流域=5.6、菩提川流域=4.5	—	木津川上流〔岩倉〕
	大和高田市	葛下川流域=3.6、曾我川流域=18.1、高田川流域=6.9、太田川流域=4.8、葛城川流域=12.7、土庫川流域=3.6、住吉川流域=3.5	葛下川流域=(5.3.2)、土庫川流域=(10.2.2)、住吉川流域=(6.3.1)	—
	大和郡山市	富雄川流域=15、佐保川流域=22、高瀬川流域=7、地蔵院川流域=5.3、秋篠川流域=14.1	高瀬川流域=(11.5.5)	大和川上流〔板東〕
	天理市	布目川流域=5.7、大和川流域=22.2、寺川流域=17.6、布留川北流流域=4.1、布留川流域=10.2、西門川流域=4.5、真面堂川流域=5、高瀬川流域=5.2、菩提仙川流域=7.8	布目川流域=(7.5.1)、寺川流域=(15.14.1)、真面堂川流域=(7.3.5)、高瀬川流域=(11.4.1)	大和川上流〔板東〕
	橿原市	曾我川流域=14.9、飛鳥川流域=10.1、寺川流域=14.7、葛城川流域=13.2、高取川流域=6.4、米川流域=6.3	—	—
	桜井市	大和川流域=14.4、寺川流域=7、纏向川流域=4.8、栗原川流域=6.1	—	—
	御所市	曾我川流域=4.7、葛城川流域=4.8、安位川流域=6、水越川流域=4	葛城川流域=(7.4.3)、水越川流域=(7.3.6)	—
	生駒市	竜田川流域=9.5、富雄川流域=7.6	竜田川流域=(7.8.4)	—
	香芝市	葛下川流域=5、竹田川流域=5.8、熊谷川流域=4.9、原川流域=3.5	葛下川流域=(9.3.2)	—
	葛城市	葛下川流域=3.1、熊谷川流域=4.5、高田川流域=4.2、太田川流域=3.6、葛城川流域=12.7、安位川流域=6	葛下川流域=(5.2.7)、太田川流域=(5.3.2)	—
	平群町	竜田川流域=16.7	—	—
	三郷町	—	—	大和川上流〔板東〕
	斑鳩町	竜田川流域=18.1、富雄川流域=20.5	富雄川流域=(5.12.9)	大和川上流〔板東〕
	安堵町	富雄川流域=20.9、岡崎川流域=6.4	岡崎川流域=(6.4.1)	大和川上流〔板東〕
	川西町	大和川流域=24.1、曾我川流域=24.9、飛鳥川流域=15.1、寺川流域=17.5	寺川流域=(15.14.1)	大和川上流〔板東〕
	三宅町	曾我川流域=18.3、飛鳥川流域=14.3、寺川流域=17.5	寺川流域=(15.14.8)	大和川上流〔板東〕
	田原本町	大和川流域=16.3、曾我川流域=18.3、飛鳥川流域=14.2、寺川流域=16.9、西門川流域=5.1	寺川流域=(15.14.2)	—
	高取町	曾我川流域=14.9、高取川流域=4.8	高取川流域=(7.4.1)	—
	明日香村	飛鳥川流域=9.3、高取川流域=5.8	高取川流域=(7.5.2)	—
	上牧町	葛下川流域=10.6	—	—
	王寺町	葛下川流域=12.2	—	大和川上流〔板東〕
	広陵町	曾我川流域=18.2、高田川流域=9.3、葛城川流域=13.5、土庫川流域=3.9	土庫川流域=(10.2.2)	大和川上流〔板東〕
	河合町	葛下川流域=12.1、佐味田川流域=5.3、曾我川流域=24.9、高田川流域=9.9	—	大和川上流〔板東〕
北東部	宇陀市	宇陀川流域=7.6、室生川流域=15.2、内牧川流域=10.4、芳野川流域=7.7、四郷川流域=5.8	宇陀川流域=(5.5.6)、芳野川流域=(11.6.3)	名張川〔名張〕
	山添村	深川流域=6、笠間川流域=10.1	—	名張川〔名張〕
五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=51、丹生川流域=28.6、宗川流域=16.3、八幡川流域=5、寿命川流域=4.7、西川流域=4.6、北川流域=4.4、宇智川流域=4.5	吉野川流域=(7.5.1)、丹生川流域=(6.25.7)、西川流域=(6.4.2)	紀の川〔五條〕
	吉野町	吉野川流域=60.3、志賀川流域=5、高見川流域=31.9	吉野川流域=(7.5.1)、志賀川流域=(5.4.1)	—
	大淀町	吉野川流域=60.4	吉野川流域=(7.5.1.1)	—
	下市町	吉野川流域=62.7、丹生川流域=18.2、秋野川流域=8.8	吉野川流域=(7.50.3)、丹生川流域=(5.16.3)	—
南東部	曾爾村	青蓮寺川流域=17.3	—	—
	御杖村	名張川流域=6.9、菅野川流域=7.6	—	—
	黒滝村	丹生川流域=11.1	丹生川流域=(10.10.6)	—
	天川村	熊野川流域=26.6、洞川流域=12.9	洞川流域=(10.11.3)	—
	下北山村	北山川流域=68、池郷川流域=13.7	—	—
	上北山村	北山川流域=36.2、小椋川流域=16	小椋川流域=(10.14.4)	—
	川上村	吉野川流域=38、本沢川流域=20.5	—	—
	東吉野村	高見川流域=30.3	—	—
	五條市南部	川原樋川流域=33、熊野川流域=40.3	—	—
南西部	野迫川村	川原樋川流域=32.6、池津川流域=12.5、北股川流域=8.3、中原川流域=12.6	北股川流域=(10.7.4)	—
	十津川村	熊野川流域=76、北山川流域=79.2、滝川流域=23.3、旭川流域=15.3	—	—

\*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

数値の  
時点修正

⑤ その他警報・注意報等

令和元年5月29日現在

警報・注意報発表基準一覧表					
発表官署	奈良地方気象台				
府県予報区	奈良県				
一次細分区域	北部			南部	
市町村等をまとめた地域	北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部
警報	暴風(平均風速)	20m/s			
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm
注意報	強風(平均風速)	12m/s			
	風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧(視程)	100m			
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度85%			
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨 <sup>1)</sup>			
	低温	最低気温-6℃以下(気温は奈良地方気象台の値)			
	霜	4月以降の晩霜			
	融雪				
着氷					
着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm				
土砂災害警戒情報	大雨により土砂災害の危険度が高まったと判断される場合(詳細は下記※参照)				
竜巻注意情報	発達した積乱雲の付近で、竜巻等局地的な突風が発生すると判断される場合				

数値の  
時点修正

※本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

⑥ 土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報とは、市町村や住民等に必要な防災情報を提供し、迅速かつ適切な防災対応を効果的に支援していくために、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき奈良県と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

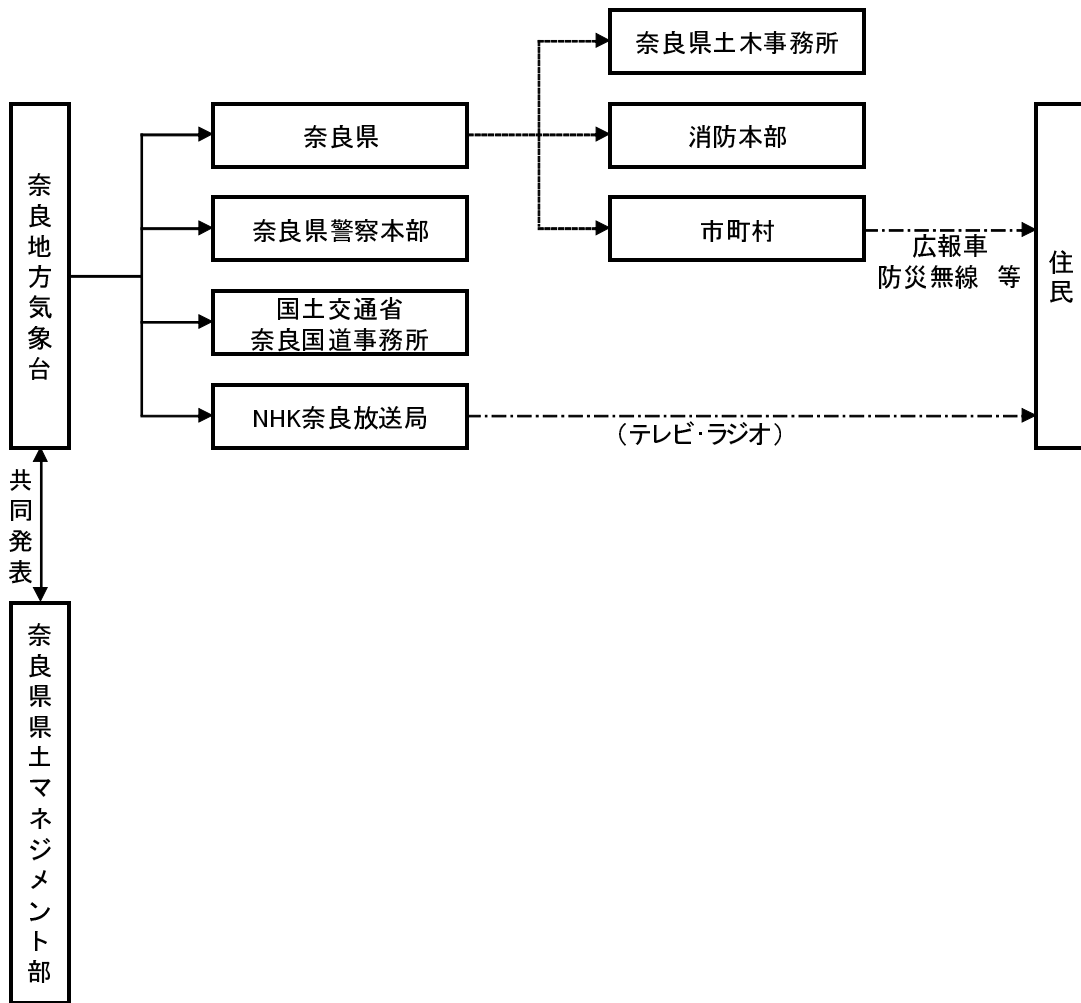
○発表対象地域

発表は市町村を最小単位として、県内すべての市町村を対象としている。なお、五條市は、五條市北部(大塔町以外)と五條市南部(大塔町のみ)に分割して発表している。

○利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

○土砂災害警戒情報の伝達体制



○土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

- ・ 県内で震度5強以上の地震を観測した場合
  - ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合
- 詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

紀伊半島大水害により発生した大規模な土砂被害を考慮し、土砂災害が発生しやすくなっていた市村においては、溪流や斜面に残った崩壊残土の流出等、わずかな降雨による土砂災害が発生しやすくなっていることから、土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用した（暫定基準の運用期間：平成23年9月8日～平成24年11月27日）。



⑦ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要について記載

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警報	大雨警報	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
	洪水警報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
	大雪警報	<u>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	暴風警報	<u>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	暴風雪警報	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</u>
	波浪警報	<u>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	高潮警報	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
注意報	大雨注意報	<u>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
	洪水注意報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
	大雪注意報	<u>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	強風注意報	<u>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	風雪注意報	<u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>

水害・土砂災害等編 第3章 災害応急対策計画

<u>波浪注意報</u>	<u>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
<u>高潮注意報</u>	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
<u>濃霧注意報</u>	<u>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
<u>雷注意報</u>	<u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>
<u>乾燥注意報</u>	<u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</u>
<u>なだれ注意報</u>	<u>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
<u>着氷注意報</u>	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>
<u>着雪注意報</u>	<u>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>
<u>融雪注意報</u>	<u>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</u>
<u>霜注意報</u>	<u>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>
<u>低温注意報</u>	<u>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</u>

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

## (2) 火災気象通報及び火災警報

### ① 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

県は、消防法第22条第2項の定めにより「火災気象通報」を受けたときは直ちに市町村に通報する。

「火災気象通報」の基準は、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのときである。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

### ② 火災警報

市町村は、県から「火災気象通報」を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、その市町村の区域にある者は当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市町村は、「火災警報」を発しまたは解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等市町村地域防災計画に定めるところにより、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

## (3) 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。

また、「避難判断水位（特別警戒水位）到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安及び住民の避難判断の参考となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したときに、その旨を通知するものである。

これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第30節 水防活動計画」参照）

## 2 気象予警報等の対象区域

奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報、土砂災害警戒情報等は、市町村単位で発表する。

火災気象通報、竜巻注意情報は、全県に発表する。

### 3 気象観測所及び雨量観測所

(1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所 (奈良地方気象台)

H 2 9 . 4 . 1 現在

流域 河川名	観測所名	所在地	観測内容					備考
			気温	日照	風	雨	雪	
能登川	奈良	奈良市西紀寺町		○	○			地域気象観測所 (気象官署)
		奈良市東紀寺町	○			○	○	
宇陀川	大字陀	宇陀市大字陀下竹	○	○	○	○		地域気象観測所
布目川	針	奈良市都祁友田町	○	○	○	○		地域気象観測所
大谷川	五條	五條市三在町	○	○	○	○		地域気象観測所
北山川	上北山	吉野郡上北山村小椽	○	○	○	○		地域気象観測所
十津川 (熊野川)	風屋	吉野郡十津川村風屋	○	○	○	○		地域気象観測所
太郎路川	曾爾	宇陀郡曾爾村太良路				○		地域雨量観測所
寺川	田原本	磯城郡田原本町				○		地域雨量観測所
吉野川 (紀の川)	吉野	吉野郡吉野町宮滝				○		地域雨量観測所
柿本川	葛城	葛城市寺口				○		地域雨量観測所
十津川 (熊野川)	玉置山	吉野郡十津川村玉置山				○		地域雨量観測所
洞川	天川	吉野郡天川村大字洞川				○		地域雨量観測所
西の川	下北山	吉野郡下北山村佐田				○		地域雨量観測所

## (2) 雨量観測所 (河川課)

## ① 奈良県

H29.4.1現在

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 所 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
佐保川	奈良	奈良市南紀寺町 (奈良土木事務所)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
秋篠川	秋篠	奈良市秋篠町 (県営競輪場)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
打滝川	柳生	奈良市柳生町 (市立柳生公民館)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
布目川	都祁	奈良市針町 (都祁行政センター)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
岩井川	八条高架橋	奈良市杏町 (八条高架橋)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
岩井川	八条高架橋	奈良市杏町 (八条高架橋)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
布留川	天理	天理市長滝町 (天理ダム管理センター)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
高瀬川	米谷	天理市福住町 (米谷観測所)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
檜川	白川	天理市和爾町 (白川ダム管理センター)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
秋篠川	郡山	大和郡山市北郡山町 (郡山土木事務所)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
竜田川	生駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
富雄川	高山	生駒市高山町 (生駒消防署北出張所)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
高田川	高田	大和高田市東中 (高田土木事務所)	自記 テレメータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛城川	葛城山	御所市櫛羅町 (国民宿舎葛城高原ロッジ)	自記 テレメータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛下川	香芝	香芝市本町 (香芝市消防本部)	自記 テレメータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
大和川	桜井	桜井市上之庄 (桜井土木事務所)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191

① 奈良県 (つづき)

流域 河川名	観測 所名	所在地 (設置場所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
寺川	多武峰	桜井市多武峰 (多武峰第1駐車場)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
大和川	笠	桜井市笠 (JAならけん)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
大和川	初瀬	桜井市初瀬 (初瀬ダム管理センター)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木事 務所長	0744(47)8540
高取川	高取	高市郡高取町観覚寺 (高取町役場)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
宇陀川	宇陀	宇陀市大宇陀区迫間90番地 の1(宇陀土木事務所)	自記 テレメータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
菅野川	御杖	宇陀郡御杖村菅野 (御杖村役場)	自記 テレメータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
吉野川 (紀の川)	上市	吉野郡吉野町上市 (吉野土木事務所)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	迫	吉野郡川上村迫 (川上村役場)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	大台	吉野郡上北山村西原 (大台中継所)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
北山川	河合	吉野郡上北山村河合 (吉野土木事務所工務第三課)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
西の川	寺垣内	吉野郡下北山村寺垣内 (下北山村役場)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
天川 (熊野川)	天川	吉野郡天川村沢谷 (吉野土木事務所天川駐在所)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	五條	五條市今井 (五條土木事務所)	自記 テレメータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
丹生川	西吉野	五條市西吉野町城戸 (五條市役所 西吉野支所)	自記 テレメータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
布留川	仁興	天理市仁興 (仁興観測所)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木事 務所長	0743(63)2505
大和川	小夫	桜井市小夫 (小夫観測所)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木事 務所長	0744(47)8540

## ① 奈良県 (つづき)

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
天 川 (熊野川)	大 塔	五條市大塔町辻堂 (大塔村役場)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十 津 川 (熊野川)	上野地	吉野郡十津川村上野地 (五條土木事務所工務二課)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十 津 川 (熊野川)	平 谷	吉野郡十津川村平谷 (奈良交通十津川温泉バス停)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
池 津 川	野迫川	吉野郡野迫川村北股 (野迫川村役場)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
青蓮寺川	曾 爾	宇陀郡曾爾村大字今井 (曾爾村役場)	自記 テレメータ	宇 陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
高 見 山	東吉野	吉野郡東吉野村大字小川 (東吉野村役場)	自記 テレメータ	宇 陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431



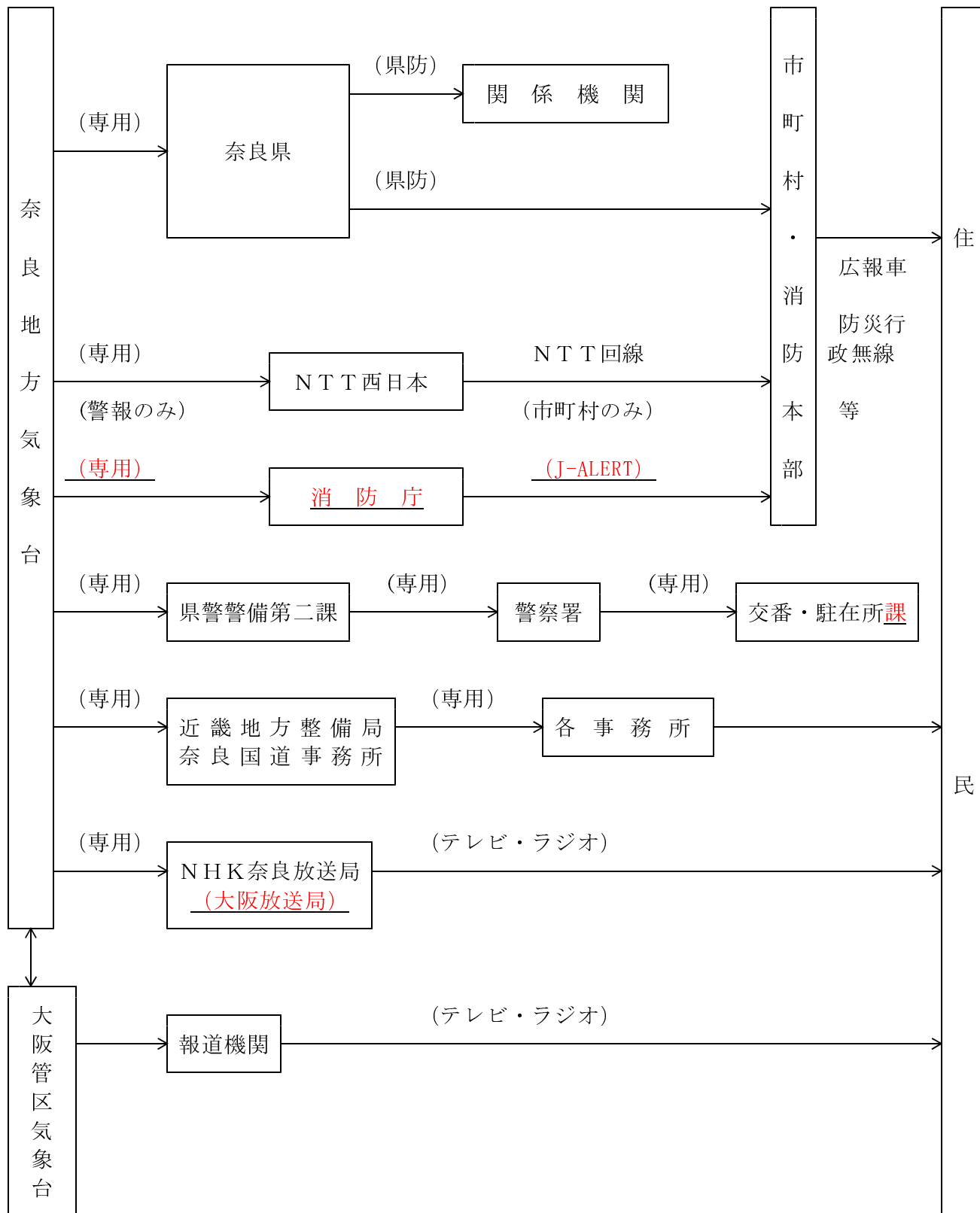
流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
<u>新宮川(熊野川)</u>	虻 峠	吉野郡天川村虻峠	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>新宮川(熊野川)</u>	九 尾	吉野郡天川村九尾	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>新宮川(熊野川)</u>	川 迫	吉野郡天川村北角	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>新宮川(熊野川)</u>	天 辻	五條市大塔町 <u>簾</u>	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>新宮川(中原川)</u>	柞 原	吉野郡野迫川村柞原	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>新宮川(熊野川)</u>	猿 谷	五條市大塔町辻堂	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川</u>	入之波	吉野郡川上村入之波 <u>字二股谷</u>	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川</u>	柏 木	<u>吉野郡川上村北和田</u>	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川(中奥川)</u>	中 奥	吉野郡川上村中奥	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川(大和丹生川)</u>	夜 中	五條市西吉野町夜中	自記テレメータ	和歌山河川国道事務所
<u>紀の川</u>	大台ヶ原	<u>吉野郡上北山村小椽大台山</u>	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川</u>	武 木	吉野郡川上村武木	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川</u>	妹 背	吉野郡吉野町河原屋	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川(高見川)</u>	高 見	<u>東吉野村小栗栖</u>	自記テレメータ(ロカ <sup>+</sup> )	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川</u>	大 滝	<u>川上村字大滝</u>	<u>テレメータ</u>	紀の川ダム統合管理事務所
大和川(初瀬川)	初 瀬	<u>桜井市岩坂</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(布留川)</u>	天 理	<u>天理市石上町 天理北中学校</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(寺川)</u>	八 木	<u>橿原市新賀町 八木中学校</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(葛城川)</u>	葛 城	<u>御所市室</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(竜田川)</u>	生 駒	<u>生駒市門前町</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
	榎 木	大和郡山市矢田町矢田山国有林	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川	王 寺	<u>生駒郡三郷町勢野東 6 丁目</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(佐保川)</u>	川 上	<u>奈良市川上町向山内石ヶ峰</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(葛下川)</u>	当 麻	<u>葛城市長尾</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(岡崎川)</u>	北窪田	<u>生駒郡安堵町窪田</u>	自記テレメータ(ロカ <sup>+</sup> )	大和川河川事務所
<u>淀川(布目川)</u>	針ヶ別所 <u>2</u>	奈良市針ヶ別所町字ハカノツリ 96-3	<u>自記テレメータ(ロカ<sup>+</sup>)</u>	木津川上流河川事務所
<u>淀川(青蓮寺川)</u>	土屋原 <u>2</u>	宇陀郡御杖村土屋原	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>
<u>淀川(神末川)</u>	神 末	宇陀郡御杖村神末	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>

② 国土交通省（つづき）

流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
<u>淀川(山粕川)</u>	山粕	宇陀郡曾爾村山粕	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>
<u>淀川(太良路川)</u>	太良路	宇陀郡曾爾村太良路	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>
<u>淀川(笠間川)</u>	香酔山	奈良市都祁吐山	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>
<u>淀川(宇陀川)</u>	榛原 <sub>2</sub>	宇陀市榛原区下井足宇陀川河川敷	<u>自記テレメータ(ロガー)</u>	木津川上流河川事務所
<u>淀川(内牧川)</u>	高井 <sub>2</sub>	<u>宇陀市榛原高井</u>	<u>自記テレメータ(ロガー)</u>	木津川上流河川事務所
<u>淀川(芳野川)</u>	岩端 <sub>2</sub>	宇陀市菟田野区岩端143	<u>自記テレメータ(ロガー)</u>	木津川上流河川事務所
<u>淀川(阿清水川)</u>	龍口	宇陀市室生区西谷	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>
<u>淀川(青蓮寺川)</u>	曾爾	宇陀郡曾爾村大字塩井字念仏堂19	自記テレメータ	(独)水資源機構
<u>淀川(芳野川)</u>	古市場	宇陀郡菟田野区古市場 <u>1 2 0 7</u>	自記テレメータ	(独)水資源機構

## 第2 情報の受理、伝達

### 1 伝達系統概念図



(県防) は県防災行政通信ネットワーク、(専用) は専用線または専用無線を表す。

## 2 奈良地方気象台の措置

気象予警報等を発表したときは、速やかに次の各機関に通知する。

奈良県防災統括室

奈良県警察本部警備第二課

国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所

日本放送協会奈良放送局

西日本電信電話株式会社（NTT西日本）

## 3 県の措置

県防災統括室は、奈良地方気象台から気象予警報、特別警報等の発表または解除に関する通知を受けたときは、県防災行政通信ネットワーク等より市町村、消防本部等関係機関に伝達する。

## 4 県警察本部の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、次により関係所属に伝達する。

- (1) 県警警備第二課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話または警察無線等によって行う。
- (2) 伝達を受けた警察署は、速やかに県内交番及び駐在所に伝達する。
- (3) 気象予警報等に伴ってその対策を要するときは、警報の伝達と併せてまたは別個にその対策をそれぞれ指示する。

## 5 市町村の措置

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- (1) NTT西日本からの伝達は、警報の種別のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄の警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、または通報を受けたときは県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。
- (4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。
- (5) 市町村から住民への伝達系統等必要な事項は、市町村地域防災計画に定める。

## 6 特別警報にかかる市町村の措置

特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、市町村地域防災計画等に基づく伝達手段により管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

## 7 放送機関の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、できる限り速やかに県内の住民及び関係機関に周知徹底するために、適宜の方法により放送する。放送にあたっては、警報等の内容を考慮し、その徹底のため放送時間、放送回数等に留意して行う。

## 8 NTT西日本の措置

気象庁より警報の通知を受けたときは、県内各市町村に直ちに通知する。

## 9 その他の措置

災害の発生その他の事故により気象予警報等の伝達について本計画に定める措置にすることができないときは、関係機関が相互に連絡をとり気象予警報等が速やかに市町村及び住民に周知徹底できるよう応急的な措置を講ずる。

## 第3 早期災害情報の収集

### 1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知するため、国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システムを活用し、大規模崩壊発生に関する情報収集に努める。

### 2 実施機関

#### （1）県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

#### （2）指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

特に、国土交通省から派遣される専門家集団で構成されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）と TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と連携し、災害情報を収集する。

### 3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置した場合には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策

本部と被災市町村災害対策本部の間の連絡調整等の業務に従事する。

#### 4 ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（本章「第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第12節 受援体制の整備」参照）

#### 5 民間事業所による情報収集

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

#### 6 ボランティアによる情報収集

砂防巡視員、砂防ボランティア等からの災害情報収集を行う。

#### 7 異常現象発見者の通報

##### (1) 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

##### (2) 市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

### 第4 災害情報の調査・報告計画

#### 1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（災害時要援護者については、「第3章第3節 災害時要援護者の支援計画」参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村(県)	
4 医療・環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村(県)	保健所
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	県農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市町村	県農林振興事務所
12 商工関係被害	市町村(県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市町村(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会	
17 文化財被害	県	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	市町村
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	市町村

## 2 報告の基準

市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

### (1) 即報基準

#### (一般基準)

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

- ⑦ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑧ 洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑨ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑩ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑪ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
- ⑫ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

### 3 直接報告基準

市町村は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

#### (1) 災害即報

第4の2の⑦及び⑧のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第5 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

### 1 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

### 2 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第4 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

また、「第4 3 (1) 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告するものとする。

### 3 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第4 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

### 4 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

### 5 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による



被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報(第3号様式)により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

## 第6 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に報告する。

## 第7 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

## 第8 市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

### 1 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項(本節「第4 災害情報等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照)について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

### 2 県事業担当課

- (1) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。
- (2) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて所管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

### 3 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

### 4 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

## 第9 被災者の安否情報

### 1 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

(1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

(2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(3) 照会をする理由

## 3 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

### 第10 亀の瀬地すべり地区への対応

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、以下の連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとする。

〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉

